

教育委員会定例会

日時：平成25年5月29日（木）午前9時30分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、朝倉課長、小野副課長

会議録署名委員： 石井紘一、小松泰子

《傍聴人4人 入室》

委員長 皆さん、おはようございます。外はサツキの花とバラの花が非常に見頃の一番いい季節になりました。本日、只今より平成25年5月の教育委員会定例会を開催いたします。これまで、いろいろな審議をしてきました。そして、昨日は、西湘地区教育委員会連合会の総会があり、そこでの講演会ではNPO法人ジェントルハートプロジェクトの方に来ていただいて、いじめ問題についてという非常に重い、そして、実際にその方の息子さんが亡くなったということで、それに対する遺族としての思い、そして、教育現場のあり方、教育行政のあり方等について皆さんで勉強することができました。そういうものを踏まえて、これからの委員会活動、そして、町の教育行政に皆さんのお力を貸していただきたいと思っております。では、早速、本日の審議に入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は、石井委員と小松委員にお願いいたします。では、続きまして、議事録の承認に入ります。

議事録の承認

委員長 議事録の承認について事務局から説明をお願いします。

小野副課長 それでは説明いたします。(1)の4月臨時会の議事録については、事前にメールで皆様へお送りさせていただいております。内容につきましてはご確認をいただいているかと思いますが、今回は修正、変更等がございませんでしたので、議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員長 4月の定例会、5月の臨時会も同様ですので、一括でお願いします。

小野副課長 はい。4月の定例会及び5月の臨時会も同じようにメールでお送りさせていただきまして、修正、変更等は同じくございませんでした。以上でございます。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたように、臨時会を含めて今日までの3回の議事録につきましては、事前に皆様にお諮りをして、内容等について修正がなかったということで確認をしております。3件一括してご承認をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、4月の臨時会、4月の定例会、そして5月の臨時会の議事録につきましては承認されました。

委員長 続きまして案件に入ります。案件に入ります前に、皆様にお諮りいたします。本日の案件の中で、協議事項の「② 湯河原中学校の事故について」と議決事項及びその他の案件につきましては全て個人情報あるいは予算等に関するものですので、秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、本日の議案の中で、協議事項の②以降は全て秘密会とさせていただきます。

(1) 報告事項

① 平成24年度放課後児童健全育成事業の実施状況について

委員長 それでは、平成24年度放課後児童健全育成事業の実施状況について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 学童保育所の平成25年3月31日現在の入所児童数、平成24年度の活動日数、参加児童延べ人数等について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

小松委員 希望されていても、学童保育に入れないお子さんというのは、いらっしゃいますか。

朝倉課長 学童保育所ごとに定員が決まっていますので、定員を大幅に超えるような場合は問題がありますけれども、多少の定員オーバーであれば受け入れをしております。ただ、指導員の人数も限られておりますので、その指導員の人数で対応できるものならば、若干の定員オーバーは可能でございます。実際に今現在、湯河原小学校では60名、吉浜小学校では36名、東台福浦小学校では12名ということで、定員より1名多く受け入れております。

委員長 事務局長の方から補足説明をお願いします。

岩本局長 学童保育の入所については基準を作っております。その基準に満たない方は入所はできません。また、それを審査する審査委員会がありまして、そこで審査をしていただいて、基準に満たない方にはお断りをさせていただいております。

小松委員 お断りをしている方の数というのは、そんなに多くはないですか。

岩本局長 今年の場合は1名です。

委員長 小松委員は今年の4月から新規に委員になられましたので、後ほど事務局の方から、その基準についてお示しいただくようお願いいたします。他に質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

② 平成24年度放課後子ども教室（そよかぜきょうしつ）の実施状況について

委員長 それでは、平成24年度放課後子ども教室（そよかぜきょうしつ）の実施状況について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料2をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ そよかぜきょうしつの平成 25 年 3 月 31 日現在の学年別登録児童数、平成 24 年度の活動日数、参加児童延べ人数等について説明。

委員長 ただいま事務局から説明がありました。皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 湯河原小学校で始まっている放課後まなび教室のデータも出していただきたい。

朝倉課長 平成 25 年の 1 月から始まったばかりですので、年間のデータは未だ出ておりません。

石井委員 現在の状況でいいので、次回の定例会で報告してください。

朝倉課長 わかりました。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

《傍聴人 2 人 退室》

小松委員 この事業に参加されている児童や保護者の方からのご意見等はいかがでしょう。

朝倉課長 指導員からは話を聞いていますが、保護者の方からは、直接意見等は聞いておりません。東台福浦小学校は、生徒数が少ないんですけども、この 45 人というのは全体の約 31.5% に当たります。下段の表を見ていただきたいのですが、昨年 11 月から今年 2 月にかけて、参加児童数が急激に増えているところがございます。この部分は、昨年は実施しなかったのですが、工作教室というのを実施しまして、紙飛行機作りですとか、竹とんぼ作りですとか、フラッパー作りというプラスチックのコップに弁を付けたラップを作ったりしまして、そういった工作教室を始めましたら、そういったものに興味を示したということで、参加者が急激に増えました。こういうものを、今後も継続していくことによって、放課後児童の安全育成に役立てればいいのではないかと考えています。

委員長 他にご意見、ご質問等ございますか。

山本委員 前にもお聞きしたことがあったかも知れませんが、学童保育所に入所されている児童とそよかぜきょうしつの方に登録されている児童というのは、重複したりしているのでしょうか。

朝倉課長 学童保育所の児童の方も、そよかぜきょうしつに入ることができるのですが、やはり登録が必要になります。

山本委員 学童保育所とそよかぜきょうしつというのは、性格付けが違うわけですか。

委員長 篠原教育長の方から、そよかぜきょうしつと学童保育のことについて説明をお願いいたします。

教育長 学童保育所の方は厚労省の方の関係で行っております。また、そよかぜきょうしつの方は文科省と厚労省の一緒の事業ということで、平成 20 年度か 21 年度から事業が始まり、東台のそよかぜきょうしつは平成 21 年度から実施しています。それで対象というのは、学童保育の方は 1 年生から 3 年生で、共稼ぎの世帯とかいろいろな条件があります。そよかぜきょうしつというのは、全学年に対して、希望・登録すればいつでも参加できます。また、当日の「参加する」・「参加しない」もカードのようなもので連絡をすればよく、主に放課後の遊びを通して他学年との係わりで過ごしていく、というようなものです。

山本委員 内容はわかりましたが、何か一本化した方がいいのかなというように感じます。

教育長 東台でそよかぜきょうしつを始める時に、学童保育との関係でいろいろとすり合わせに

ついて調整をした経過があります。

小松委員 学童保育は、おやつ代とかの費用負担はどの様になっていますか。

朝倉課長 費用負担はあります。

委員長 費用負担等についても説明の所でしていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。他には、何かございますか。

委員 質問等なし。

委員長 先程、山本委員からお話がありましたように、学童保育と放課後子ども教室の整合性というか、同じようなことで内容が少しだけ違う。これにつきまして、やはり現場の意見等も含めて湯河原町としての考え方というのを今後も探っていく必要があるかと思っておりますので、皆さんも情報を入手していただき、今後の検討課題としていきたいと思っております。事務局の方は、その内容についての調査、説明をよろしくお願いたします。それでは、他に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

③ 平成 24 年度図書館の活動報告について

委員長 それでは、平成 24 年度図書館の活動報告について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料 3 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 「図書館活動報告 2012」に基づき、図書館協議会の活動報告、予算・決算、事業報告、貸出ベスト 10 等について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 この冊子はどこへ配布していますか。

岩本局長 この冊子につきましては、図書館協議会のメンバー、教育委員会及び学校等の関係機関に配布しております。

石井委員 費用も掛るかとは思いますが、PR というのも考えて、ある程度のところに配布した方がいいと思っております。

《傍聴人 1 人 退室》

委員長 石井委員の言われていることは、この冊子の内容は非常に良くまとめられているので、図書館が活動している内容等について、一般の方に知らせる方法として活用した方がいいということだと思っておりますが、何かそのことについてございますでしょうか。

岩本局長 この冊子につきましては、ホームページに掲載できるか検討させていただきたいと思っております。

委員長 ぜひ、前向きに検討していただけたらと思っております。

委員長 他に質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 質問等がないようなので、次の案件に移ります。

④ 平成 24 年度美術館実績報告について

委員長 それでは、平成 24 年度美術館実績報告について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料 4 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 展覧会、トーク関係、講座等、こどもギャラリー、学校関係、学芸員ツアー、夏休み無料招待事業、もみじライトアップとナイトミュージアム等について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 昨年とくらべて入館者数が減っていますが、この後の案件にもありますが、平松先生から作品を寄贈されることになっていますので、多くの人に観て貰う方法を何か考えないといけない。また、なんとかして、入館者数を増やすことを考えていかないといいと思います。

朝倉課長 はい。

委員長 他にご質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 私の方から質問いたします。ギャラリートークの説明の時に、学芸員が 2 名ということでしたが、今までは 1 名だったと思いますが 2 名になったのですか。

岩本局長 もう 1 名は、美術館の職員ではありませんが、会社で資格を持っている職員がいるので、一緒にギャラリートーク等のイベントに対応し、2 名と説明させていただきました。

委員長 他には、皆さんの方からご質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑤ 平成 24 年度ヘルシープラザ利用状況について

委員長 それでは、平成 24 年度ヘルシープラザ利用状況について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料 5 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 体育館使用状況、多目的室使用状況、個人利用状況、各種教室参加状況、駐車場利用状況のすべてが前年度を上回る結果となった。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 私の方から質問をいたします。駐車場の利用状況についてですが、駐車場の利用時間は、確か夏場は少し時間が長かったと思うんですが、駐車場を開放している時間が何時から何時までということはわかりますでしょうか。

岩本局長 海の家の利用期間につきましては、金額も違っています。そして、時間も長くしています。

委員長 それは 7 月、8 月のみですね。

岩本局長 はい。詳しい時間等につきましては条例で規定されていますので、後程ご報告させていただきます。

委員長 わかりました。他に皆さんの方からご質問等ございますか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑥ 平松礼二画伯作品寄贈について

委員長 それでは、平松礼二画伯作品寄贈について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料6をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 平松礼二館が開館7周年を迎えることを記念して、平成24年度に平松画伯から34点の作品を寄贈いただいた。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 もうすでに寄贈されたということですか。

朝倉課長 こちらの作品につきましては、平松先生の画廊といいますか軽井沢と鎌倉にございまして、実際には、まだ、湯河原には来ておりません。

山本委員 寄贈を受けるについての条件みたいなのは、特に先生から申し入れがあったということはありませんか。

朝倉課長 美術館からは、特に条件的なものがあったということは聞いておりませんが、町としては折角いただいた貴重なものでございますので、展示会等を考えております。

教育長 補足で説明をいたします。昨年度、私も平松先生のご自宅に伺いまして、いろいろとお話を伺った時に、やはり湯河原のことを描いた作品を多く寄贈させていただくということですので、それなりの対応で美術館としてはやっていきたいと思っております。

山本委員 資料の備考欄に「湯河原」、「鎌倉」と記載がありますが、「湯河原」と記載してあるのは湯河原のことを描いた作品ということですか。

岩本局長 「湯河原」と記載してある作品は、すでに湯河原町でお借りしている作品で、すでに展覧会等でお見せしているものです。「軽井沢」と記載してあるものは、今、軽井沢に保管してある作品、「鎌倉」と記載のあるものは、鎌倉に保管してある作品です。それを、今年度中に湯河原町に運ぶということになっております。

委員長他に質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑦ 平成25年度ツバメの観察会について

委員長 それでは、平成25年度ツバメの観察会について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料7をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 開催日時、集合場所、講師等の観察会の内容及び今日現在の申込み者数について説明。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 私の方から質問をいたします。確か今まで、ツバメの観察会は各コース 15 名程の参加者があったと記憶しておりますが、今年は 30 名くらいの申込みということで随分少ないと思います。何か募集の方法が違ったのか、原因というものは何なのか、あるいは、開催日は今度の日曜日ですから、今後の広報の方法ですとか、その辺はどうでしょうか。

朝倉課長 例年と違った募集方法をしている訳ではございませんが、委員長の言われるとおり、昨年の今頃ですと 60 人程の申し込みがあったということですが、今年は、その半分の 30 人しかいないという状況です。特段、昨年と違った申し込み方法をしている訳ではございません、また、原因がどこにあるかはわかりませんが、今時点での申し込みは、少ないということでございます。

委員長 開催日まで、あと僅かですけど時間がありますから、地方紙か何かを使って広報するというようなことは考えていますか。

岩本局長 再度、地方紙をお願いして、PR をさせていただきたいと思います。

委員長 これに参加した保護者や児童からも、非常に良かったという意見や、これに参加したことで鳥に対する見方とか湯河原の自然の良さというのを再確認したという話をすごく聞いているので、参加した子供の声も載せるとか、そういうことで、参加してみようかなという気持ちも起こるかもしれませんので、是非、できるだけ広報をして参加者が増えるように努力していただければと思います。

他に皆さんの方から、質問、ご意見等ありますか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑧ 平成 25 年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流について

委員長 それでは、平成 25 年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料 8 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 参加児童募集要項について説明。
- ・ 今年は 8 月 10 日、11 日に湯河原の児童が広島県三原市を訪問
- ・ 応募資格、参加費用、申込期間等について説明
- ・ 現在の申込者数については、6 月 3 日までに各学校の教頭先生に申込書を提出することになっているため、現時点ではその集計が出来ていないため把握していない。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますか。

委員 質問等なし。

委員長 確かに募集期間の途中ではありますが、各学校の途中経過については、この委員会の報告までに確認するようにしてください。また、直接、社会教育課へ申し込みがあった件数は何件ありますか。

朝倉課長 すみません。確認をさせていただきます。

委員長 他に皆さんの方から質問、ご意見等ありますか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑨ 平成 25 年度ポーツステイブンス市中学生派遣事業について

委員長 それでは、平成 25 年度ポーツステイブンス市中学生派遣事業について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料 9 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 事業計画の内容について説明。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 24 日の参加者選考試験は、何人の生徒で行いましたか。

朝倉課長 16 名です。

石井委員 生徒の派遣は 6 名ですね。

朝倉課長 生徒は 6 名で、随員が 1 名です。

委員長他に、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑩ 平成 25 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数について

委員長 それでは平成 25 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料 10 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 各小中学校及び幼稚園の 5 月 1 日現在の児童・生徒数について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 小学校 1 年生に上がるときに、幼稚園、保育園をまったく経験していない子どもの数というのは把握できていますか。それから、湯河原中学に進まずに私立中学に進む子どもの数というのは把握されていますか。

小野副課長 幼稚園、保育園を経験していない子どもの数につきましては、把握しておりません。

山本委員 調べてもわからないということですか。

小野副課長 調べれば、わかるのではないかと思います。把握しておりません。それから、小学校から中学校へ上がるときに、私立の学校へ行かれた方というのは把握しておりますが、今、手元に資料がございませんので、数字の方はわかりません。

山本委員 数字は増えていく傾向はあるのですか。

小野副課長 すみません。今回はそういった比較もしてございませんので、それも検討してみたいと思います。

委員長 今までも、別枠でのそういう数字の報告というのはしていませんので、比較統計ができるかどうかは分かりませんが、いま山本委員が言われたように、幼稚園、保育園、そしてそこに通っていない幼児の就学について、その人数の確認ができれば、この次でも結構で

すので、そういう報告もしていただきたい。そして、湯河原の小学校から中学に上がるときに、湯河原中学校以外の中学に行った方の人数がわかれば、そのことについても報告していただければと思います。

小野副課長 わかりました。

委員長 他には、いかがでしょうか。

石井委員 城山学園の子ども達は、全部、吉浜小学校へ行ったのですか。

山浦課長 5年、6年は残っています。

小野副課長 4年生、5年生、6年生で湯河原小学校に通われている方がいらっしゃいます。

委員長 4月から4年生になった方が入っていますか。

小野副課長 入っていたと思います。

委員長 最初の話では、5年と6年だけが湯河原小学校に残って、4年生以下は吉浜小学校へ通うという話で報告を受けていたのですが、変わったということですか。

小野副課長 ご兄弟がいらっしゃる方だったと思いますが、お兄さんかお姉さんがいらっしゃる方で、残った方がいらっしゃったと記憶しているのですが、確認をさせていただきます。

委員長 当初の報告から変更があった場合は、報告をしていただきたいと思います。他には、何かございますか。

小松委員 城山学園は、新しい施設の方から車で送迎しているのですか。

教育長 朝、学園の職員が指路と蒼生に送って、そこから歩いてゆく。そして、帰りは、そこまで来て、そこから職員が、また、送ってゆく。ということです。

委員長 グループホームに職員が車で連れて行って、そのグループホームからは歩いて登校するということですね。他には、何か質問等ありますか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑪ 小学校在学児童の食物アレルギー対応状況について

委員長 それでは小学校在学児童の食物アレルギー対応状況について報告をお願いします。

山浦課長 それでは、資料11をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 小学校ごとの給食対応人数、原因食物、給食の対応状況等について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 初めて給食に出てきた献立で、アレルギー反応を起こすということも、あり得るかもしれないので、アレルギー検査の義務付けというような決まりはないのですか。

山浦課長 決まりはありませんが、福祉課と連携を取りながら、そういう状況を聞き取るということもしています。山本委員の仰るように、1年生に上がるからアレルギー検査をするというよりも、その前段でも、把握できる場面がありますので、そういう機会を捉えながら、対象児童の把握に努めています。

山本委員 原則は自己申告ということですか。

山浦課長 そうです。

委員長 委員の中に医療関係の小松委員がいらっしゃいますので、お子さんが生まれた時のアレ

ルギーに関することについて、どの様なステップで確認していくかということをお話いただけますか。

小松委員 自分の経験ということでしょうか。

委員長 ご自分の経験でも結構ですし、あるいは、お医者さんに来られる患者さんのことも含めてでも結構です。

小松委員 蕁麻疹とかのアレルギー反応が出た場合に、血液検査で何が原因であるかというのを調べます。うちの子に限って言いますと、中2の息子は、やはり乳幼児期は乳製品に対してアレルギーがあったようで、ヨーグルト等が付くとそこが真っ赤になったりとかしました。成長と共に治ってきたのですが、先程、山浦課長が仰ったように、毎年毎年、除去食にするかということ、更新するというか、そういうことは必要なんじゃないかと思いません。

それと、別ですけど、小学校5年生のお子さんが、この中では一番重症なのではないかと思うのですが、このエピペンを誰が打つのか、その状態を誰が判断するのか、その辺はきちっと担任の先生、校長先生、養護教諭の先生の中で話がされているのか。

教育長 以前、1年生に入学してきたお子さんが救急車で運ばれたということがありますが、勿論アレルギーのことは保護者の方から申請がありましたので、対応をしていたということですが、新たな食物で反応が出たということで、その様なことになりました。平成22年に町として対応マニュアルを作りまして、学校でやるべきこと、保護者への連絡項目とか、いざという時の対応とか、そういう項目全てについてのマニュアルを作り、確認しております。養護教諭の方も、各学校の研修会等で、そういう対応方法について職員に伝えておりますし、エピペンの打ち方についても指導しております。

山浦課長 一点よろしいでしょうか。今回の資料は、小学校に限って皆さんにお示しをさせていただきましたが、中学校は給食ではなく、牛乳給食という表現をさせていただいておりますが、中学校でもやはり牛乳が体に合わない、アレルギーとまでは言わなくても、牛乳を飲むことによって腹痛を起こしたりするような生徒もいらっしゃいますので、それにつきましては、保護者からの申し出により、牛乳給食は採らないようにしています。学年別に人数は把握していませんが、約30人くらい牛乳給食を採っていない生徒さんがいるということですね。

委員長 他に、質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 ただいま話がありましたように、新1年生に確認を取るということは当然の部分ですが、毎年保護者からの確認を取るということについて、マニュアルに新しく入れていただくということを、是非、やっていただきたいと思っておりますので、そこを、養護教諭あるいは学校長等に再確認をしていただくようお願いいたします。

教育長 言葉が足りなくて申し訳ありません。継続申請の方ということで、毎年毎年、申請書を出していただいていると聞いております。

委員長 実際に実施しているということはわかりましたけど、人が変わってしまうとマニュアルどおりにしか実施しないということも考えられますので、マニュアルを変える必要がある内容であるなら変えていただきたいということです。

他には、質問等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、以上で報告事項は終了し協議事項に移ります。

(2) 協議事項

① 修学旅行に関する要望事項について（継続協議）

委員長 継続協議となっております修学旅行に関する要望事項について説明をお願いします。

教育長 平成 26 年度の修学旅行につきまして、現状経過を報告します。

（口頭により内容を説明）

- ・ 下郡の校長会、下郡修学旅行あり方検討委員会を開催して計画を進めており、すでに第 1 回が開催されている。
- ・ 8 月までに 5 回のあり方検討委員会を設けて日時、方面を決定する。
- ・ 各町の校長会の代表、教務、下郡の校長会長が各学校からのアイデアを募り、最終の時に各町の P T A の代表も含めて方面と日時を決定する。
- ・ 12 月に業者選定委員会を行う。
- ・ 今までの状況と違う部分について説明。

今までは、6 月くらいまでに実施方面を決め、8 月くらいに業者選定をするということが、ずっとずれ込んでおり、12 月に業者選定をしても間に合うということで、十分な検討をした後、12 月に業者選定を行う。

委員長 ただいま説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますか。

委員 質問等なし。

委員長 では、私の方から申し上げます。この日程の説明には非常に不可解な所があります。今の説明と今までの説明と大きく違うところは、今までは 6 月までに方面を決定して 8 月に業者選定を行なう。それが、8 月までに方面を決定して 12 月に業者選定を行うという時間的なズレが出来てきました。今までの場合には、県の就学旅行団に参加するためには 6 月でなければいけないという話でしたが、それが、8 月になっても旅行団への参加の可能性があるということなのか。また、業者選定が 12 月でもそれが大丈夫なのか、ということが明確にされていません。今まで、この委員会の中で協議されてきたことは、3. 1 1 の災害があり、修学旅行先が急遽日光から静岡方面になり、その時は仕方がない部分でしたけども、その後も、また静岡方面になってしまったということ。また、その決定する過程で県の旅行団から離れ、神奈川県の中では下郡だけが日光を取りやめた。最初に取りやめた時は放射能汚染という理由で取りやめた訳ですが、その後もずっとそのまま日光方面に行かないということで、日程等の調整でいつもそこが後手後手になり、協議が間に合いませんでしたという報告だけで終わってしまった。ここ数年、協議をする前に、きちんとこちら側の考えを伝えていただきたいということでやってきました。昨年からもずっと引き続き継続協議となっておりますのは、校長会での協議に対して湯河原町の考え方をしっかり伝えて、そこで、日光方面ということをもう一度再考できないかということ。つまり、今回、東南海地震とか浜岡原発等の地震の危惧があるから、静岡方面はやはり回避すべきではないかという意見が、湯河原町の教育委員会の中で多くあり、それを反映していただくようにするためには、時期等を含めていろいろなものが決定される前に、その意見を反映させて貰いたいということがあった訳です。しかし、それについての回答が無いまま校長

会の会長が変わったということで、今日まで来てしまったということです。

教育長 私が聞いた経過は、先程申し上げたとおりでございます。時間的なズレについての詳しい内容は聞いておりません。

委員長 2月、3月の教育委員会の中で、教育長の方へ東台小の校長が新しい下郡校長会長になられたということで、前の下郡校長会長と新しい校長会長の両方に、この委員会で協議をした内容を説明していただき、その結果をできるだけ早急に報告して貰いたいとゆうことでした。そして、4月の定例会の時には、話はしてありますが、まだ回答がありませんとゆうことでした。要するに、その実施に関する事、津波に関する事、そういうものに対しての我々の危惧に対する回答が来ていないということです。

教育長 現実には、まだそれは来ていません。

委員長 それが来ないまま、8月の方面決定と12月の業者決定をするというのは、下郡だけは県の旅行団から離れるという意味ですか。

教育長 そこも聞いておりません。

委員長 どうして聞かないのですか。ただ報告を受けるだけじゃなく、こちら側の意向が伝わっていないということではないですか。

教育長 こちら側の意向は、3月末から4月にかけて十分に校長、前下郡校長会長、新しい下郡校長会長、そして湯河原小学校長にも伝えているつもりです。

委員長 伝えているが、その回答が来ていないということですか。

教育長 まだ来ていません。

委員長 実際、今までどおりに県の旅行団に入るとしたら、6月の方面決定というのは当然されなければならない。それにも係わらず、そこに入るかどうかすらも報告がないのはおかしいと思います。それが、されないということは、もう確実に県の旅行団には入らないというものが前提ではないのですか。

教育長 それは、私はわかりませんので、質問しておきます。

委員長 いつまでですか。早急にやって貰わないと困ります。それでは、県の旅行団の方面決定というのはいつですか。

教育長 把握しておりません。

委員長 説明に、なぜ8月に方面決定をして12月に業者決定をするのかという理由がありません。間に合うというのは、何に対して間に合うということですか。

教育長 何回も申し上げていますが、本来、学校行事につきましては、これは学校長が決めていくもの。そこで、教育委員会に申請が有るといような状況ですので、そこは、やはり大事にしていきたいと思います。それに下郡の校長達が、湯河原町からの要望は確かに聞きながらやっていきますと仰っているということ。ですから、湯河原町の考えを押し付けるということは、私はできないと思います。ですので、私が理解していない部分につきましては、早急に確認をさせていただきます。

小松委員 下郡がひとつの塊になって同じ方面に行くということは、これは決定されているのでしょうか。

委員長 いいえ。それを下郡校長会でそういう方向になっているというように聞いています。

小松委員 たまたま、うちの息子は静岡に初めて行った学年だったのですが、子ども達は何処へ行っても楽しかったと言っています。日光に行くのと静岡に行くのと、先程リスクがある

と仰っていましたが、県の旅行団に入って実施するのと、下郡で単独で実施するのと、何かこうメリットとかデメリットというのはあるのですか。

教育長 県の旅行団というのは、日光へ向けて電車を使って行きます。5月の初旬から11月末まで修学旅行専用列車が走っていきまして、それを使用します。それには、今までですと8月後半までには決定しなければならないという状況は聞いていました。個人で行く場合は、日光にしろ、他の方面に行くにしろバスを使って行くようになります。なかなか電車を確保するのは難しいのでバスを使って行くような形になると思います。

委員長 現実的な数字では、そのバスを使ったことで、値段が上がっていますね。

石井委員 今の教育長の話の中に、PTAの意見を聞くとありましたが、教育委員会の意見を聞くという所がありません。教育委員会に申請が来た段階で、我々が許可しないと云ったらどうなりますか。学校現場の意見を聞くという事は分かりますが、教育委員会に何も聞かずに、いま委員長が言ったような過程を省略して、決まったからお願いしますということではいけないと思います。もし、教育委員会で、申請されたものについて「ダメです、旅行団に入りなさい。」という意見を出したらどうなりますか。

教育長 申請したものに対してダメということは、内容が全てダメですから、日時、方面等が全てダメになるというふうに解釈いたします。

石井委員 PTAに話をするのと同じように、3町の教育委員会が話を聞くという段階がどこかにないといけないと思います。校長会と3町教育委員会と一緒に話し合うという過程がないと。それをやらないと今までと同じ話になってしまいます。事前に我々の意見を聞くプロセスを入れて頂きたい。

教育長 3町の教育委員会の意見をということですが、以前、箱根、真鶴の教育長に確認をしたところ、各学校で決めたことは教育委員会としてはバックアップしていく、という意見を教育委員から聞いています、ということをお伺いしております。

石井委員 それはわかりますが、今、教育委員会が批判されているところは、そこなんです。何もしていないじゃないかということが問題なんです。

委員長 この件につきましては、先の下田教育長の時からずっと懸案になっていることです。いま石井委員が言われたように、学校行事であるから学校が提出したものを、教育委員会が「はいそうですか」と認めるのだったら教育委員会の意味がない。篠原教育長が言われるように学校行事については校長の裁量で判断する。そういう基本的なものはあるにしても、ただ、それが学校行事だから全てそれでいいのかということ。この教育委員会というのは、やはり町民の意見、或いは国の流れとか経済の流れ、そういうあらゆる物を検討した中で、その学校の判断が適正であるか、この時期に、この子ども達に、この町にとって適正かどうかというものを判断する。先程、石井委員が言われたように、観光立町であるという湯河原の特性も考えなければいけない。地理的な部分も考えなければいけない。あらゆるものを考えた中で、最終的な判断をし、責任を持つのがこの教育委員会であるということですから、校長会の連合会が決定したことを、ただ単に「はいそうですか」と言う訳にはいかないと思います。特に先程話しましたように3.11で日光方面から静岡方面に変わった時は、緊急事態だからということで認めました。しかし、その後については、結果しか報告がない。こちらから、いろいろな検討をして、それについての回答を求めても、結局、もう時間がありませんでしたという回答で、今回も全く同じような形になって

きている。今まで1年以上を掛けて検討してきた湯河原町教育委員会としての意見、子ども達の安全を最優先させるべき意見が取り上げられないのか。もし、それがきちんと伝わらない状況であるなら、または、教育長が伝えても、その回答が無いような状況だったとしたら、いっそ同じ席で協議する場を設けなければならないということは、当然のことだと思います。

いかがでしょうか、他の委員のご意見は。

山本委員 校長会で検討するという事は、話が半分進んだ段階だというように思いますが、あり方検討会の位置付けというものを、もう少ししっかりとしたものとして、毎年、行っていくようにしていただきたい。その中で、例えば、一律に日光じゃなくてもいいし、例えば農業体験でもいいし、田植え体験でもいい、それは、あり方検討会の中で、しっかりと議論をしていただくという、そういう仕組み作りを確立していただきたい。そういう中で、何らかの形で教育委員会のチェックというか、意向が入るような形に少しずつ持って行くようにしていただきたい。そういう見直す時期が来ているのではないかと思います。

委員長 他に、いかがでしょうか。

委員 特になし。

委員長 それでは、篠原教育長。校長会あるいは修学旅行あり方検討委員会との協議の場を設けて頂くようお願いいたします。それがないと、どうもこちらの意向がそのまま伝わらないようですし、校長会や検討委員会の考え方も伝わって来ない。以前、1度だけ湯河原の校長会と教育委員との話し合いを、座談会的なものでしたが行いました。その時には、湯河原はやはり日光という方向がいいのではないかというものが出来ていましたので、そういう方向に行くのかなと思っていたのですが、最終的には違う方向になっていきました。また、検討委員会あるいは校長会の協議内容についての推移が全く掴めていません。ですので、事前に協議する場というものを是非作って頂きたい。また、以前、湯河原町教育委員会の方から校長会に対して、さまざまな要望書を出しておりますから、それについても、再度、確認をするということをお願いして貰えますか。

教育長 はい。

委員長 それでは、この件につきましては下郡校長会あるいは修学旅行あり方検討委員会との協議をしていくということで、皆様のご協力をお願いすることになるかとは思いますが、よろしく願いいたします。以上で、この件につきましては、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、次の案件に移ります。

朝倉課長 秘密会に入る前に、報告してよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

朝倉課長 ヘルシープラザ駐車場の夏の期間の時間についてですが、湯河原町駐車場条例の中に規定されておりまして、通年中は午前9時から午後9時までとなっております。ただし、湯河原海水浴場開設期間中は午前7時から午後9時までということで、午前中2時間早く始まるということになっております。

委員長 ありがとうございます。

委員長 それでは、次の案件に入りますが、これより秘密会とさせていただきます。

《傍聴人3人 退室》

委員長 ここで、休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員賛成。

委員長 それでは、暫時休憩し11時20分から再開いたします。

(休憩 午前11時13分から11時19分)

委員長 それでは、時刻より少し前ですが、皆さん揃いましたので再開させていただきます。

② 湯河原中学校の事故について（協議第6号）

委員長 それでは協議第6号、湯河原中学校の事故について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、協議第6号、湯河原中学校の事故について説明します。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 資料の内容等について説明。

委員長 以上で、協議第6号について終了いたします。続きまして議決事項に移ります。

（3） 議決事項

① 6月補正予算について（議案第6号）

委員長 議案第6号、6月補正予算について説明をお願いします。

朝倉課長 それでは、議案第6号、6月補正予算について説明します。

（資料に基づき、社会教育課の補正予算の内容を説明）

山浦課長 学校教育課の補正予算について説明します。

（資料に基づき、学校教育課の補正予算の内容を説明）

委員長 議案第6号、6月補正予算については承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

② 学童保育所運営委員の委嘱について（議案第7号）

委員長 議案第7号、学童保育所運営委員の委嘱について説明をお願いします。

朝倉課長 それでは、議案第7号、学童保育所運営委員の委嘱について説明します。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 2名の被委嘱者等について説明

委員長 議案第7号、学童保育所運営委員の委嘱については承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

③ 湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例の制定について（議案第8号）

委員長 議案第8号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例の制定について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第8号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例の制定について説明します。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 条例(案)について説明

委員長 議案第8号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例の制定については承認されました。以上で議決事項は終了しその他に移ります。

(4) その他

① 平成25・26年度湯河原町青少年問題協議会委員の推薦について

- ・ 協議の結果、推薦者1名を決定。

② 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

- ・ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告

③ その他

- ・ 要望書について

湯河原町長及び湯河原町教育委員会宛に提出された要望書について報告

- ・ 平成25年度湯河原町文化祭について

毎年10月から11月に実施している湯河原町文化祭について説明

- ・ 第49回湯河原町音楽祭について

10月6日(日)湯河原町民体育館、11月3日(日)観光会館で実施予定

- ・ 町民レクリエーションの集いの予備日について

予備日について区長連絡協議会にアンケート調査を行った結果について報告

本年度の集いについては、10月13日(日)を開催日とし、予備日は設けない

- ・ 図書館の夏期の開館時間について

本年度の夏期の開館時間の延長については、予算の関係から非常勤職員が昨年の3名から1名に減ったため、人員シフトの関係から現状では開館時間の延長は困難である。

口頭報告ではなく、次回以降に資料をつけて報告すること。

- ・ 前木田委員が全国市町村教育委員会連合会功労者表彰を受賞されたことを報告

委員長 7月の定例会の日程につきまして、皆様のご都合をお伺いいたします。

《7月定例会の日程調整の結果》

6月の定例会は、6月20日(木)午前9時30分から、教育センターで開催

7月の定例会は、7月19日(金)午後6時から、教育センターで開催

委員長 それでは、以上で終了したいと思います。この週末は、星ヶ山のさつきの郷が見頃になります。さつきは案外、見頃の期間が短くて1週間から10日間くらいしかありませんので、もし行けるようであれば是非行ってみてください。また、ホテルの宴もここで始まります。今年は、そろそろ飛び始めているようですので、千歳川、新崎川という水源があるところで楽しんで頂けたらと思います。それから、継続しております湯河原中学校の事故に関しましては、臨時の委員会を開くこともあるかと思っておりますので、お忙しい所、申し訳ありませんが、ご協力の方をお願いいたします。今日は、長い時間に渡りましてご審議いただき、ありがとうございました。

(終了時間 午後0時50分)